

令和 3 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 5 月 2 5 日

担当部・課：復興事業部半島整備推進課〔内線 5 3 1 1〕

復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 9〕

① 件 名	移転元地等利活用推進事業補助金の創設について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災により甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の移転元地等については、一部を公共施設用地等として利用しているものの、未だ多くの土地が未利用となっており、当該土地の維持管理が課題となっている。</p> <p>本市では、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大と、未利用地の維持管理経費の削減を図るため、令和 2 年 5 月 1 2 日に「石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針」を策定した。</p> <p>さらに、この基本方針に基づき、移転元地等の適正な管理と、公益性・公平性・有効性の高い移転元地等の利活用を推進するため、令和 3 年 3 月 3 0 日に「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」を策定した。</p> <p>【目的】 策定したガイドラインに基づき、未利用の移転元地等の利活用を行う自治会、市民公益活動団体等及び農業法人等に対する補助を行い、半島沿岸部の活性化及び地域交流の拡大を図るとともに、未利用地の維持管理費の削減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 1 章 ともに創る協働のまち 第 4 節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政運営を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 2 年 5 月 石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針策定（令和 2 年度第 2 回庁議審議済み）</p> <p>6 月 関連予算（計画策定、土地整備）の議決（令和 2 年 6 月補正予算）</p> <p>6 月～ 地元代表者ヒアリング等ガイドラインの検討</p> <p>令和 3 年 1 月～ 関係部（財務部・復興事業部・産業部・総合支所）協議</p> <p>3 月 石巻市移転元地等利活用ガイドラインの策定（令和 2 年度第 2 4 回庁議審議済み）</p> <p>5 月 総合計画実施計画裁定（令和 3 年度）</p>

⑤ 主な内容			
1 補助内容			
区分	交付対象者	補助対象経費	補助金の額
地区共同利用	新たに市有地を借り受けて土地利用を行う自治会、市民公益活動団体等	・資材購入費（獣害対策用柵、貯水タンク、種苗、肥料等） ・備品購入費（草刈機、噴霧器、資材倉庫等） ・重機借上料	補助対象経費の10分の10以内の額とし、1㎡当たり1,000円を上限とする。
農業利用	新たに市有地を借り受けて土地利用を行う農業法人等	・燃料費 ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	補助対象経費の2分の1以内の額とし、1㎡当たり1,000円を上限とする。
<p>※「地区共同利用」とは、自治会、市民公益活動団体等が行う景観、自然、環境等の維持向上に資する緑化推進を目的とする土地利用をいう。</p> <p>※「農業利用」とは、農業法人等が行う農業を目的とする土地利用をいう。</p>			
2 補助手続			
<p>本補助制度の利用に当たっては、新たに市有地を借り受けて土地利用を行うことが前提となるため、土地の貸付け手続と併せて補助手続を行うものとする。</p> <p>本庁半島部地区の土地にあっては半島整備推進課が、河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区の土地にあっては、所管区域の総合支所地域振興課が行うものとする。</p>			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】			
<p>震災復興基金（県交付金分）を活用した、民間活用のための補助金（令和3年度～6年度総額3.5億円）の交付により一時的な財政負担が生じるが、民間活用を推進することにより、将来的な市の維持管理経費を低減させるため、歳出削減の効果が期待できる。</p> <p>（維持管理費：1㎡当たり年間約200円（除草経費試算） 100ha当たり年間約2億円）</p>			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
<p>移転元地等の利活用を推進するための補助金交付制度を創設している自治体はない。</p>			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和3年6月	市議会第2回定例会に、関係補正予算案について提案		
令和3年7月～	石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱の制定（令和3年7月施行） 地区会長会、関係団体等に本補助金制度を周知 （本補助金交付要綱の制定と併せて、石巻市災害危険区域内における市有地の貸付け及び売払いに関する要領の改正）		
⑨ その他			
<p><移転元地利用状況（R3.2.1現在）> 半島沿岸部の移転元地面積 165.2ha（うち利用110.0ha、未利用55.2ha） ※上記利用には、低平地整備事業施工中の面積や、復興事業の工事業者等への一時的な貸付面積が含まれ、事業終了に伴い未利用地に戻ることになり、その未利用地面積は100ha規模に上る可能性がある。</p>			